

土地賃貸借契約書

貸付人仙台市（以下「甲」という。）と借受人

（以下「乙」という。）とは、次の条件により土地賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は次のとおりとする。

所 在 宮城県仙台市宮城野区蒲生三丁目9-2

（仙台港高砂コンテナヤードサブヤード）

数 量 長さ14m、幅3.5mの駐車ます 区画（別図のとおり）

（使用目的）

第2条 乙は、本件土地をシャーン置場として使用するほか、他の用途に使用できないものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（貸付料及び支払方法）

第4条 貸付料は月額 円とし、乙は甲の発行する納入通知書により、次の表のとおりに分割した上で、納付期限までに甲に納入するものとする。

貸付料の算定期間	納付期限
月 日から6月30日まで	6月末日
7月1日から9月30日まで	7月末日
10月1日から12月31日まで	10月末日
1月1日から3月31日まで	1月末日

2 前項に規定する貸付料の納付期限が、休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その直後の休日でない日をもって納付期限とみなす。

（遅延損害金）

第5条 乙が第4条に定める納付期限までに貸付料を納入しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、仙台市公有財産規則第24条第2項及び附則第4項の定めにより計算した金額に相当する遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（使用上の制限）

第6条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、本件土地の維持保全につとめるものとする。

2 乙は、本件土地の現状を改変してはならない。また、乙は、第2条に定める目的以外の物件を設置してはならない。

（転貸等の禁止）

第7条 乙は、本件土地を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 甲が本件土地を公用又は公共用に供するため必要とするとき
- (2) 乙が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により本件土地及びサブヤード内の工作物を滅失したとき、
き損したとき、又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責に任するものとする。

(貸付物件の使用)

第10条 甲は、乙が本件土地の使用により被った損害については、その責を負わない。

2 甲は、乙が故意又は過失により、第三者に損害を与えた場合には、その責を負わない。

(疑義の決定)

第11条 本契約に疑義あるときは甲、乙協議の上定めるものとする。

甲及び乙は、本契約書 2通を作成し、記名押印のうえ各自その 1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
氏 名 仙 台 市
代表者 市 長 郡 和 子

乙 住 所
事業者名
代表者職氏名

印

別図（対象面地）

